

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 1 4 日

各 位

加東市健康福祉部高齢介護課

加東市 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

平素は本市の福祉行政の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いを下記のとおりといたします。

つきましては、下記内容に基づき、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

○ 要介護認定有効期間延長の対象者

要介護（要支援）認定の更新を行う被保険者のうち、次の要件 1 又は 2 に該当する場合は、調査が困難な状況と判断し、認定有効期間延長の対象とする。

要件 1. 介護保険施設・グループホーム・ケアハウス・医療機関等（以下、「施設等」という）に入所・入院（以下「入所等」という）しており、その施設等が認定調査のための面会を禁止している場合。

要件 2. 在宅で生活しており、新型コロナウイルス感染予防のため、認定調査のための訪問や、医療機関への受診を拒む場合。

○ 延長期間

認定有効期間終了日の翌日から 6 ヶ月とする。

○ 認定有効期間延長の手続き（提出書類）について

【施設等】※上記要件 1. に該当する場合のみ

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う認定調査困難届出書（別紙 1）

【被保険者】

- ・要介護更新認定・要支援更新認定申請書
- ・要介護（要支援）認定有効期間延長申出書（別紙 2）

※ 家族・ケアマネジャー等による提出代行可

○ 提出時期について

認定有効期間終了月に提出

例) 認定有効期限終了月が令和3年2月28日の場合

… 令和3年2月1日から令和3年2月28日までに提出

○ 新規申請、区分変更申請について

令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その2)」の事務連絡のとりの対応とする。ただし、緊急を要する場合には、施設等と協議したうえ、調査可能であれば、認定調査を実施する。

○ 要介護認定者の転入継続について

令和2年3月13日付「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その3)」の事務連絡のとりの対応とする。

その他ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

○ 問い合わせ先

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

加東市健康福祉部高齢介護課(庁舎1階)

担当: 三馬

TEL0795-43-0440(直通) FAX0795-42-1735

メール kaigohoken@city.kato.lg.jp